

一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示します。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務です。

平成30年7月2日

独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部中国都市再生事務所
所長 楠本 博

1 業務概要及び評価テーマ

(1) 業務名

平成30年度広島市都心部におけるまちづくり計画等検討業務（その2）

(2) 業務内容

本業務では、広島市都心部において、市が目指す都心活性化等の実現に資するため、“にぎわいと交流”を生み出す新たな都市機能の誘導、官民連携に係る先導的な取り組みの検討を行うことを目的とする。

(3) 評価テーマ

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

- ・広島市都心部において官民連携に係る先導的な取り組みに相応しい計画策定を行うにあたって、速やかな関係者意向把握や市況把握を行うための具体的な提案
- ・エリアマネジメント手法を取り入れるにあたって、情報収集のためのアプローチ方法や関係組織とのネットワークの活用方法の提案

(4) 履行期間

平成30年8月下旬（契約締結日の翌日）から平成31年3月8日（金）まで（予定）

(5) 履行場所

原則として落札者の事務所とする。

2 競争参加資格要件

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者ではないこと。

(2) 当機構関西地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

(3) 平成20年度以降（平成20年4月1日から申請書及び資料提出期限まで）に、完了し引渡しが進んでいる調査業務で、下記に示す「同種又は類似業務」の実績が1件以上（受託、下請による業務の実績を含む。）あること。

- ・同種業務：国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む）又は市街地開発事業の施行者（都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の施行者（民間を含む。））における都市再生事業等に係る計画コンサルティング業務
- ・類似業務：その他民間等における都市再生事業等に係る計画コンサルティング業務

※ 「都市再生事業等」とは、市街地開発事業（都市計画法第12条第1項に掲げる事業）その他

市街地の整備改善を行う事業をいう。

- (4) 次に掲げる基準を全て満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。
- ① 下記のいずれかの資格等を有する者であること。
 - ・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
 - ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ② 平成20年度以降（平成20年4月1日から申請書提出期限まで）に、受注し完了した調査業務で、(3)に示す同種又は類似業務の実績が1件以上（受託、下請負、出向又は派遣による業務の実績を含む。）を有する者であること。
 - ③ 申請書及び資料の提出期限日時点において、申請者と雇用関係があること。なお、雇用関係のないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

3 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値(以下「評価値」という。)をもって行う。
- ② 価格点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。
価格評価点 = $30 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- ③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。
技術評価点 = $60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$
また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記(3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点	
	判断基準	
申請者（企業）の経験及び能力	専門技術力 業務実績	平成 20 年度以降に完了した同種又は類似業務等を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が 2 件以上ある。 ②同種業務の実績が 1 件又は類似業務実績が 2 件以上ある。 ③類似業務実績がある。 なお、同種又は類似業務の実績が無い場合は欠格とする。 記載する業務は 2 件とし、1 件につき 1 枚以内に記載する。
予定管理技術者の経験及び能力	地域精通度	平成 20 年度以降の業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 広島市における業務実績が 2 件以上ある。 ② 広島市における業務実績が 1 件以上ある。 ③ 上記に該当しない場合。 ※業務実績とは都市再生事業等に係る計画コンサルティング業務に係る業務実績をいう。
	業務実績	平成 20 年度以降に完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が 2 件以上ある。 ②同種業務の実績が 1 件又は類似業務の実績が 2 件以上ある。 ③類似業務の実績がある。 なお、同種又は類似業務の実績が無い場合は欠格とする。 記載する業務は 2 件とし、1 件につき 1 枚以内に記載する。
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関して的確に把握されている場合に優位に評価する。
	実施体制	配置技術者の経験、資格、人数、協力体制など業務を遂行するうえでの確かな体制が確保されている場合に優位に評価する。
評価テーマに対する技術提案	専門技術力における本業務において	技術提案について、的確性（与条件との整合性がとれているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）及び実現手法を考慮して総合的に評価する。 評価テーマ： ・広島市都心部において官民連携に係る先導的な取り組みに相応しい計画策定を行うにあたって、速やかな関係者意向把握や市況把握を行うための具体的な提案 ・エリアマネジメント手法を取り入れるにあたって、情報収集のためのアプローチ方法や関係組織とのネットワークの活用方法の提案

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間及び方法

交付期間：平成 30 年 7 月 2 日（月）から平成 30 年 8 月 17 日（金）

交付方法：当機構西日本支社ホームページからのダウンロードとする。

(2) 競争参加資格確認申請書提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成 30 年 7 月 17 日（火）午後 5 時

提出場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社

都市再生業務部中国都市再生事務所広島都心部再生課（担当：植田）

電話 082-568-8951

提出方法：提出場所へ持参又は書留郵便（提出期間内に必着）により行うものとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 日 時：平成 30 年 8 月 20 日（月）

② 場 所：上記（2）に同じ。

③ 提出方法：持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

※入札及び開札時間は競争参加資格確認結果に併せて通知する。

(4) 本業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人 1 者だった場合（関係法人を構成員とする共同企業体 1 者だった場合を含む。）は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

上記 3 (2)による。

(4) 平成29・30年度一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4 (2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 問い合わせ先

① 公募条件について

〒732-0053 広島県広島市東区若草町12-1アクティブタワーシティ広島オフィス棟9階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
都市再生業務部中国都市再生事務所広島都心部再生課
電話 082-568-8951 （担当：植田）

② 入札手続について

〒732-0053 広島県広島市東区若草町12-1アクティブタワーシティ広島オフィス棟9階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
都市再生業務部中国都市再生事務所まちづくり支援課
電話082-568-8951 （担当：久保西）

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ② 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上